飯能市保育所(園)等利用調整基準表(令和9年度)

1 基準点数

番号	保護者の状況(同居の家族、その他の者が保育することが出来ないと認められる場合)			基準点数	
	類 型		細 目	父	母
1	居宅外労働等・自営中心者(育児休業復帰・就労予定を含む)		週5日以上、8時間以上の就労	30	30
			週5日以上、7時間以上8時間未満の就労	29	29
			週5日以上、6時間以上7時間未満の就労	28	28
			週5日以上、5時間以上6時間未満の就労	26	26
			週5日以上、4時間以上5時間未満の就労	25	25
			週4日以上、8時間以上の就労	28	28
			週4日以上、7時間以上8時間未満の就労	27	27
			週4日以上、6時間以上7時間未満の就労	26	26
			週4日以上、5時間以上6時間未満の就労	25	25
			週4日以上、4時間以上5時間未満の就労	24	24
			上記以外で、月64時間以上の就労	20	20
	自営協力者(育児休業復帰・就労予定を含む)		自営で月20日以上、8時間以上の就労を常態とする場合	29	29
			自営で月20日以上、7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	28	28
			自営で月20日以上、6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	27	27
			自営で月20日以上、5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	26	26
			自営で月20日以上、4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	25	25
			自営で月16日以上、8時間以上の就労を常態とする場合	26	26
			自営で月16日以上、7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25	25
			自営で月16日以上、6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	24	24
			自営で月16日以上、5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	23	23
			自営で月16日以上、4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	22	22
			上記以外で、月64時間以上の就労を常態とする場合	19	19
	内 職		月64時間以上(育児休業復帰・就労予定を含む)	16	16
2	出 産		出産予定日を挟んで産前6週(多胎児の場合は14週)・産後8週以内の場合	—	21
3	疾 病	妊 娠	切迫流産等で安静が必要な場合	—	25
		入 院	入院している又は入院が決定している場合	30	30
		居宅内療養	常時病臥	30	30
			精神性・感染性・長期療養を要する疾病	27	27
			1か月以上の疾病で週3日以上の通院を要する	25	25
			1か月以上の疾病で週1～2日以上の通院を要する	23	23
			上記以外で療養で明らかに保育出来ないと認められる場合	20	20
	障 害		身体障害者手帳1級・2級/精神障害者保健福祉手帳1・2級/療育手帳 ○A A B	30	30
			身体障害者手帳3級・4級/精神障害者保健福祉手帳3級/療育手帳C	26	26
			身体障害者手帳5級以下	24	24
4	介護・看護	在 宅	常時臥床の高齢者・重度心身障害者の常時介護・看護	30	30
			常時観察と介護・看護(食事・入浴・排泄)を必要とする場合(全介助を除く)	28	28
		付 添	週5日以上の施設等付添	27	27
			週4日以上の施設等付添	26	26
			上記以外の付添で明らかに保育出来ない場合	20	20
		入 院	介護・看護を必要とする親族の入院により明らかに保育できないと認められる場合	19	19
5	災 害		家屋損傷、その他災害復旧	30	30
			上記を除き、震災等で家族を失ったり、家屋損傷のため復旧の間保育出来ない場合	29	29
6	求 職		現在月64時間未満で働いており、入所後、月64時間以上の就労を希望しているもの	18	18
			求職活動を行っており、ハローワークへの登録等があるもの(起業準備を含む)	16	16
			求職活動を開始している又は入所決定後求職活動をする予定のもの(起業準備を含む)	15	15
7	就 学		公共職業能力開発施設等又は学校教育法に定める学校等に通っている場合	24	24
			就職に必要な技能習得のため、上記以外の学校等に通学している場合	23	23
			就職に必要な技能習得のため、通信教育により就学している場合	22	22
8	虐待・DV		虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合	30	30
			配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合	27	27
9	育休(転園)		育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	15	15
10	特 例		両親の死亡、行方不明、拘禁のため不存在の場合	28	28
			特別な理由で別居している場合	28	28
			通園・通学等に付き添う場合	22	22
			前各号にあげるもの以外で、保育を必要とする場合	14～30	14～30

2 調整点数

番号	細　　目	調整点
1	ひとり親世帯 （離婚調停可・別居のみ不可）で同居親族がいない場合	36
2	ひとり親世帯で同居親族がいる場合	34
3	保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、拘禁、別居等）	2
4	生活保護世帯	3
5	緊急に入所の必要がある世帯（家児相・児相からの情報提供書）	3
6	障害児保育の必要がある世帯(障害の程度等を確認出来る書類)	3
7	医療的ケアを必要とする児童がいる世帯(医療行為の内容等を確認出来る書類)	3
8	就学年齢以前に受け入れが終了し進級可能な関連施設のない特定保育施設を卒園する場合（児童単位）	5
9	特定地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設等への入所を希望しない場合（児童単位）	1
10	現在認可外保育施設又は一時預かりを週4日以上利用していることが確認出来る世帯	1
11	育児休業の延長等を目的として利用調整指数上の減算を希望する申請であることが、「飯能市保育所(園)等申し込みチェックシート」で確認できた場合	−100
12	育児休業を取得しており、入所予定日までの間に育児休業にかかる児童の年齢が1歳6か月以上になる世帯	1
13	育児休業取得により飯能市内の特定保育施設又は特定地域型保育事業所を一度退所し、育児休業終了に伴い、退所した児童と育児休業にかかる児童が、退所から1年以上経過後の利用申込みをする場合	20
14	きょうだい(入所希望月前の卒園児童を除く)が別々の特定保育施設又は特定地域型保育事業所に入所している場合で、きょうだい同一施設への転園を希望する世帯	6
15	既にきょうだいが入所している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設の利用を希望する世帯	1
16	多胎児が同時申請の場合で、同一施設の利用を希望する世帯	1
17	「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日　雇児発第0813003号　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の1に該当する世帯 ※社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。	5～40
18	飯能市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務（予定を含む）している世帯（飯能市職員(正規)である者は除く） 7時間以上の就労を常態としている場合 4時間以上の就労を常態としている場合 以上に満たない就労形態の場合	10 7 3
19	無職又は求職中の65歳未満の保育が可能な同居の祖父母等がいる世帯	−3
20	管外受託の世帯（転入予定の場合及び飯能市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務(予定を含む)している場合を除く）	−10
21	福祉事務所長が特に必要と認めた場合	1～6
22	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に既に入所している場合で、市の方針等により在籍する施設又は事業所の閉園が決定したことに伴い、転園を希望する場合（閉園が決定した時点で在籍している児童に限る）	40
23	前年度末時点で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に既に入所している場合で、市の方針等により在籍する施設又は事業所について経営主体の変更が決定したことを理由として転園を希望する場合	6

3 総合計が同点の場合の優先順位

優先順位	細　　目
1	飯能市在住
2	ひとり親世帯
3	多胎児のいる世帯
4	調整点数を加点する前の基準点数の高いもの
5	生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯
6	未就学児の多い世帯
7	外勤の世帯（居宅外自営・居宅外親族経営を除く）
8	市内に65歳未満の保育可能な祖父母のいない世帯
9	保育料・給食費の滞納がない世帯
10	市民税所得割額が少ない世帯（4月から8月入所は前年度分、9月から3月入所は本年度分）

父母合計基準点	
調整点（番号　　）	
調整点（番号　　）	
調整点（番号　　）	
調整点（番号　　）	
総合計	

＊基準点数の算定は、保護者が2人のときは合算する。
＊就労時間に通勤時間は含まない。ただし、休息、休憩時間は含む。また、勤務時間帯や曜日は問わない。
＊育児のための短時間勤務制度を利用する場合であっても、通常の勤務時間で算定する。
＊就労等形態が基準点数の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、基準点を決定する。
＊自営とは、勤務先が法人ではない場合をいい、就労先が法人であれば事業主が親族等であっても居宅外労働等に含める。
＊虐待については「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日　雇児発第0813003号　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の1に該当する場合。
＊基準点数のうち複数の類型や細目に該当する保護者については、そのうち最も高い点数となる細目1つにより基準点を決定する。

ふりがな
児童名　　生年月日　　R　　.　　.

受付者印	(月付　/　)	採点者印	(月付　/　)	確認者印	(月付　/　)